

議員の資産等の報告書の閲覧について

「香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、県議会の議員には資産等の報告書の提出が義務付けられています。

これらの報告書は、どなたでも閲覧することができます。

1 閲覧対象の報告書

- 資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書

2 閲覧の方法

- 閲覧場所 香川県議会事務局(議会議事堂2階)
高松市番町4丁目1番10号
- 閲覧時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分
月曜日から金曜日(年末年始及び祝祭日を除く。)
- 閲覧受付 議会事務局総務課(議会議事堂2階)
- 閲覧手続き 議会事務局総務課受付において、備え付けの閲覧請求書に必要な事項を記入して係員に提出してください。

3 閲覧時の注意事項

- (1) 閲覧は、議長が指定する場所で、勤務時間中に行ってください。
- (2) 閲覧書類を閲覧場所の外へ持ち出してはいけません。
- (3) 閲覧書類は丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等はしてはいけません。
- (4) 上記に違反する場合には、閲覧の中止や閲覧の禁止をすることがあります。

4 お問い合わせ先

- 香川県議会事務局総務課 電話:(087)832-3678